

通所介護 重要事項説明書

社会福祉法人 となみ野会
砺波ふれあいの杜
ディサービスセンター

〒939-1337 富山県砺波市神島756番1

電話番号 0763-33-0807

ファックス番号 0763-33-0832

事業所名	砺波ふれあいの杜 デイサービスセンター		
事業の種類	通所介護	介護保険事業所番号 No.1670800315	
事業所管理者名	管理者	浜崎 浩至	開設 平成 15年 9月 1日
事業所の所在地	郵便番号 939-1337 富山県砺波市神島756番1		
事業所連絡先	電話番号 0763-33-0807	ファックス番号 0763-33-0832	
事業所建物	鉄筋コンクリート造 3階建一部4階(耐火構造) 延床面積 5,860.41㎡		
運営方針	要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その契約者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに契約者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。 また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。		
サービス目的	居宅サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、契約者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。また、契約者の意思及び人格を尊重し、常に契約者の立場になってサービスを提供するよう努めます。		
利用定員	30名(通所型サービス事業(通所型現行相当サービス)含む)		
併設する事業	通所型サービス事業(通所型現行相当サービス)(通所介護含む) 30名 介護老人福祉施設 80名 短期入所生活介護 20名 訪問介護 居宅介護支援 在宅介護支援センター		
従業者の職種員数 (介護予防通所介護兼務)	管理者(1名) 生活相談員(1名以上) 看護職員(1名以上) 機能訓練指導員(1名以上) ※看護業務と兼務 介護職員(4名以上) ※4名(定員)+2名(中重度者体制ケア加算) *()の内の数は、介護保険法で定められている基準人員		
従業員の勤務体制	看護職員、介護職員 週休2日 日勤 8:30~17:30 早出 8:00~17:00 管理者、生活相談員 週休2日 日勤 8:30~17:30 遅出 9:00~18:00		
営業時間	平日・土曜・祝日:8:30~17:30 営業しない日:日曜、12月30日~1月3日 ※サービス提供時間:9:00~16:45(所要時間:7時間15分)		
通常の事業の実施地域	砺波市、小矢部市、南砺市(旧福光町・福野町・井波町)、高岡市 *通常の送迎の実施地域		
主な設備	相談室(1)、脱衣室(1)、特別浴室(1)、一般浴室(1)、機能回復訓練室(1)、静養室(1) 洗面所(1)、食堂・談話室(1)、便所(1)、事務室・職員室(1)、汚物処理室(1)、調理室(1)		
協力病院	【市立砺波総合病院】(528床)砺波市新富町1番61 電話番号0763(32)3320 診療科(内科・精神科・神経内科・呼吸器科・消化器科・外科・耳鼻咽喉科・整形外科・リハビリテーション科・放射線科・形成外科・核医学科・脳神経外科・歯科口腔外科・循環器科・呼吸器外科・麻酔科・内分泌内科・心臓血管外科・大腸肛門科・救急科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科ほか 計35診療科) 【サンシャイン病院】(100床) 砺波市鷹栖575 電話番号 0763(33)0800 診療科(内科・外科・整形外科・リハビリテーション科ほか 計5診療科) 【やました医院】 砺波市永福町5番11 電話番号 0763(34)8810 診療科(外科・内科・呼吸器科・肛門科 計4診療科)		
介護保険給付対象サービス内容	①入浴 ・契約者の希望・状況に応じ一般浴室または特殊浴室を利用し、援助により入浴していただきます。 ・契約者の状況により入浴できない場合は、清拭等実施します。 ②排泄 ・契約者の状況により、排泄の誘導・交換を行い、適切な援助を行います。		

	③相談 ・契約者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、契約者又は		
介護保険給付対象サービス内容	<p>その家族に対し相談に適切に応じ、必要な助言、援助を行います。</p> <p>・サービス利用に対してのご意見・苦情に誠意をもって対応、改善します。</p> <p>④機能訓練 ・機能訓練指導員が機能訓練設備等を利用し心身の状況等に応じて、機能の改善、その減退を防止するため、機能訓練を提供します。</p> <p>⑤健康管理 ・看護職員が契約者の健康状況を把握し、必要に応じて健康保持のため適切な処置をします。</p> <p>⑥送迎 ・送迎の必要が認められた場合、利用者宅と事業所間の送迎を行います。</p> <p>⑦その他の介護 ・更衣……必要に応じて着替えの援助を行います。</p> <p>・整容……洗顔、整容、口腔ケアの援助を行います。</p> <p>・自立支援……寝たきり防止のため、心身の状況に応じ離床に配慮します。清潔で快適な生活が送れるよう環境、身辺整理をします。</p> <p>⑧アクティビティ ・各種季節行事、レクリエーション活動、趣味的活動を行います。</p>		
利用料 (介護保険給付対象)		(5時間以上6時間未満)	(6時間以上7時間未満)
	要介護1	5,700(570)円	5,840(584)円
	要介護2	6,730(673)円	6,890(689)円
	要介護3	7,770(777)円	7,960(796)円
	要介護4	8,800(880)円	9,010(901)円
	要介護5	9,840(984)円	10,080(1,008)円
通常規模型	<p>(7時間以上8時間未満)</p> <p>6,580(658)円</p> <p>7,770(777)円</p> <p>9,000(900)円</p> <p>10,230(1,023)円</p> <p>11,480(1,148)円</p> <p>※ ()の内は、介護報酬の1割 ※利用者負担割合は1割～3割(介護保険負担割合証:利用者負担の割合)</p> <p>※ 送迎にかかる費用は、上記の料金に含まれています。※送迎を行わない時は、470(47)円の減算/片道</p> <p>※ 支給限度額を超える介護サービスは全額利用者負担となります。</p> <p>※ 所定区域以外からのご利用は所定単位数に5%加算となります。</p> <p>※ 詳細は、別紙『サービス利用料金表』に記載。 ※ 算定単位は1回につきとなります。</p>		
その他加算料金	<p>入浴介助加算/400(40)円 契約者の希望・状況に応じ一般浴及び特浴を利用します。</p> <p>サービス提供体制強化加算(Ⅰ)/220(22)円 介護福祉士の資格を有する介護職員を一定以上配置します。(勤続10年以上25%以上)</p> <p>中重度者ケア体制加算/450(45)円 看護介護職員を指定基準+2以上配置。</p> <p>看護職員は提供時間を通じて1以上配置</p> <p>科学的介護推進体制加算/400(40)円/月</p> <p>介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)が所定単位数に加算されます。(所定単位数×92/1000)</p> <p>※ ()の内は、介護報酬の1割 ※利用者負担割合は1割～3割(介護保険負担割合証:利用者負担の割合)</p> <p>※ 支給限度額を超える介護サービスは全額利用者負担となります。</p> <p>※ 詳細は、別紙『サービス利用料金表』に記載。 ※ 算定単位は1日につきとなります。</p>		
その他のサービス	<p>①理髪美容 契約者のご希望に応じ随時、理・美容師がサービスを提供します。(業者)</p> <p>②特別な食事 契約者の希望に応じ、外部から希望の食事も可能です。</p> <p>③教養娯楽 個人希望で購読する、新聞・雑誌、趣味活動、各種作品製作を準備します。</p> <p>④食 事 契約者の身体の状況を考慮した食事を提供します。</p> <p>季節感を踏まえた行事食、また、嗜好を考慮した選択食があります。契約者の自立支援のため、原則離床し食堂にて召し上がっていただきます。</p>		
利用料 (その他サービス)	(1)理髪・美容費	実費1,700円(カット)～	
	(2)特別な食事代	食事にかかった代金実費分	
	(3)教養娯楽費	実費分(購入代金、材料費など)	
	(4)食材料費	850円(食材料費及び調理費用を含む)	

<p>苦情等相談受付</p>	<p>受付窓口:砺波ふれあいの杜 デイサービスセンター 事務室 受付担当者:浜崎浩至(管理者)宮田聖士・柴田美幸・西谷佐有理(生活相談員) 解決責任者:浜崎浩至(管理者) 受付方法:来設、電話、ファクシミリ、書面(郵便)等、どのような方法でも対応します。 受付日・時間:月曜日～土曜日 8:30～17:30 受付連絡先:電話番号 0763-33-0807 ファクシミリ 0763-33-0832 処理体制・手順 ①. 意見・苦情受付票を作成、台帳に記載します。 ②. 解決責任者が、受付票を確認し、調査・改善担当者を指名します。 ③. 申出内容についての事実確認・実態調査を実施します。 ④. 契約者又は、ご家族に調査報告・説明・承諾を得て、必要に応じ謝罪・改善についての説明を行います。 ⑤. 改善記録票を作成し、改善対策の励行をします。また、台帳に処理方法を記載します。 ⑥. 迅速に誠意ある対応を行います。 ⑦. 改善対策の現状を確認します。</p> <p>その他の苦情受付機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 砺波地方介護保険組合 〒939-1392 砺波市栄町7番3 月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話番号:0763-34-8333 ファクシミリ:0763-34-8334 ◎ 砺波市役所高齢介護課 〒939-1398 砺波市栄町7番3 月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話番号:0763-33-1111 ファクシミリ:0763-33-7622 ◎ 高岡市役所高齢介護課 〒933-8601 高岡市広小路7番50 月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話番号:0766-20-1372 ファクシミリ:0766-20-1364 ◎ 小矢部市市役所健康福祉課 〒932-0821 小矢部市鷲島15 月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話番号:0766-67-8605 ◎ 南砺市地域包括課 〒939-1898 南砺市蛇喰1009番地 月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話番号:0763-23-2052 ファクシミリ:0763-64-2550 ◎ 富山県国民健康保険団体連合会 〒930-0871 富山市下野豆田995番3 月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話番号:076-431-9833 ファクシミリ:076-431-9834 ◎ 富山県福祉サービス運営適正化委員会 〒930-0094 富山市安住町5番21号 月曜日～金曜日 9:00～16:00 電話番号:076-432-3280 ファクシミリ:076-432-5432
<p>虐待防止について</p>	<p>利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおりに必要な措置を講じます。 ①虐待防止に関する責任者を選定。【虐待防止に関する責任者:主任生活相談員 宮田 聖士】 ②成年後見制度の利用を支援します ③従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。</p>
<p>身体拘束について</p>	<p>原則として利用者に対して身体拘束は行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることについて留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。 ①緊急性 ②非代替性 ③一時性 その場合、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、事業者として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。</p>
<p>事故発生時の対応 (緊急時の対応)</p>	<p>対応担当者:豊吉未沙紀(看護職員)宮田聖士・柴田美幸・西谷佐有理(生活相談員) 対応責任者:浜崎浩至(管理者) 処理体制・手順 ①. 契約者に対する通所介護サービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに協力病院の医師や主治医等の指示により、生命身体の安全を最優先に必要な措置を講じます。 ②. 契約者の緊急連絡先、市町村に連絡し、状況の説明・措置内容を伝えます。 ③. 事故発生にかかわる記録を事故報告書に記載し、再発防止策を提案・実施していきます。 ④. 一連の経過を再度契約者の連絡先、市町村に報告します。</p>

非常災害時の対策	災害時の対応 別途定める『消防計画』の通り生命維持を最優先に対応します。 平常時の訓練 別途定める『消防計画』の通り夜間および昼間を想定し、年2回避難訓練を契約者も参加し実施します。 防災設備 特別避難階段、防火扉、屋内消火栓、誘導灯及び誘導標識、非常電源設備、自動火災報知器、非常通報装置、漏電火災警報装置、非常警報設備、スプリンクラーなど カーテン及び布団など、防災性能のものを使用 消防計画 砺波広域圏砺波消防署への届出日 平成 15年 8月 25日 防火管理者 管理者 浜崎 浩至
衛生管理	①施設及び設備等について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。 ②当事業所において感染症の発生及びまん延防止について、必要な措置を講じます。 ③食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
第三者評価実施状況	実施の有無 現在は、提供するサービスの第三者評価は実施していません。
ご留意いただく事項	来訪・面会 来訪者の方は、事務室にお声をお掛けください。 持込の制限 【食べ物】他契約者の心身の状況を考慮し、菓子類等の持ち込みはご遠慮ください。 【危険物】刃物類、マッチ・ライター類は所持しないようお願いします。 飲酒 事業所より提供させていただく機会がございます。 迷惑行為など 騒音など他の契約者の迷惑になる行為、施設、敷地内での契約者、来訪者に対する宗教・政治活動はご遠慮ください。 動物飼育 施設内への動物などの持ち込み及び飼育はお断りいたします。
利用料請求と支払い	サービス提供月の翌月 15日頃に、指定先に請求書を郵送いたします。 砺波ふれあいの杜受付窓口でお支払いいただくか、契約者もしくは、家族等の指定した口座より、翌月の27日に自動振替となります。 金融機関名 富山第一銀行 高岡支店（振替手数料は、こちらで負担します。） 振替日 27日振込額が指定口座にない場合は、再振替ができません。28日以降は振込みとなり、手数料は振込み者負担となりますのでご了承ください。

以上、通所介護サービスの提供開始にあたり、この書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者：社会福祉法人 となみ野会

理事長 斉藤 大直

事業所：砺波ふれあいの杜ディサービスセンター

管理者 浜崎 浩至

説明者：生活相談員

契約者 私は、この重要事項説明書の内容について説明を受け、通所介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者 氏 名：..... 印

住 所：.....

署名代行者 私は、契約者の意思を確認したうえで上記署名を代行しました。

代行者 氏 名：..... 印 続柄：.....

住 所：.....

電話番号：.....